

苫小牧市自転車駐車場管理要綱

苫小牧市都市建設部

苫小牧市自転車駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は別表のとおりとする。

(駐車場の表示)

第3条 駐車場には、本市が設置する駐車場であることを表示するものとする。

(使用者の遵守事項)

第4条 駐車場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場に自転車以外のものを置かないこと。
- (2) 24時間を超えて継続して自転車を駐車しないこと。
- (3) 他の自転車が駐車の際に支障となる方法で自転車を駐車しないこと。
- (4) 駐車場の設備及び他の自転車を汚損し、又は滅失させる行為をしないこと。
- (5) 前各号のほか、市長が駐車場の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(営業行為等の禁止)

第5条 駐車場においては、広告宣伝、物品販売その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、市長が特に認めた場合はこのかぎりではない。

(退去命令等)

第6条 市長は、前条の規定に違反する者に対して、その違反行為の中止又は駐車場からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第7条 駐車場の設備を汚損し、又は滅失した者は、市長の命ずるところにより自己の責任でこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(責任)

第8条 駐車場における自転車の接触、盗難等による損害については、市は一切その責任を負わない。

(長期駐車自転車に対する措置)

第9条 市長は、駐車場内に相当の期間にわたり継続して駐車している自転車（以下「長期駐車自転車」という。）を当該自転車の所有者又は利用者（以下「所有者等」という。）に引き取らせるために必要な措置を講ずものとする。

(移動、保管)

第10条 市長は、前条の必要な措置を講じてもなお、所有者等が引き取らない長期駐車自転車があるときは、あらかじめ市長が定めた場所に移動、保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により自転車を保管した時は、その旨を告示するとともに、当該自転車の所有者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

(処分)

第11条 市長は、前条第1項により保管した自転車につき所有者等が、別に定める期間内に当該自転車を引き取らないときは、これを処分することができる。

(管理の委託)

第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、駐車場の管理を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

- ・平成23年8月1日改正
- ・平成26年12月3日改正
- ・令和2年8月3日改正

別表（第2条関係）

| 駐 車 場 名 | 位 置 |
|---------------|--------------------|
| 苫小牧駅北口 自転車駐車場 | 苫小牧市木場町1丁目100番 |
| 糸井駅北口 自転車駐車場 | 苫小牧市しらかば町1丁目22番7 |
| 錦岡駅 自転車駐車場 | 苫小牧市宮前町3丁目102番 |
| 青葉駅北口 自転車駐車場 | 苫小牧市青葉町2丁目168番 |
| 青葉駅南口 自転車駐車場 | 苫小牧市青葉町2丁目168番 |
| 植苗駅 自転車駐車場 | 苫小牧市字植苗656番1 |
| 沼ノ端駅北口 自転車駐車場 | 苫小牧市北栄町1丁目106番 |
| 沼ノ端駅南口 自転車駐車場 | 苫小牧市沼ノ端中央4丁目1001番3 |